

農業委員会議事録

平成29年10月4日

16時00分

2階 第2会議室

出席委員	13名
委員出席者	会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝 委員 3番 三船 守人 4番 船越 多真枝 5番 森 秀司 6番 富永 晃 7番 落石 好紀 8番 栗原 信夫 9番 井浦 秀子 10番 吉村 泰行 11番 中野 正敏 12番 阿部 繁隆 13番 副田 秀次
委員欠席者	なし
事務局出席者	笠井課長、森主幹、高野主査
議 題	
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。出席者13名、欠席者ありません。定数に達しておりますので、只今から10月の農業委員会総会を開会いたします。
会長	会長あいさつ 13番委員、4番委員議事録押印者任命 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。
事務局	第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 土地の所在〇〇、地目台帳田、現況田、面積800㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者〇〇。譲受人住所〇〇。氏名〇〇。契約の内容売買。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計976㎡についてです。2頁をお開きください。位置図になります。ひとまるの里から北西に約200mとなります。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に字図を添付しております。農家同士での農地の売買の為、問題ありません。以上で説明を終わります。
会長 〇番委員	地元委員から説明をお願いします。 今回の申請箇所については、耕作がされておらず、保全管理となっている。保全管理を譲受人が行っており、今回、耕作目的で売買を行いますので何ら

<p>会 長</p>	<p>問題ありません。</p> <p>他に意見は？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。引き続き第2号議案について審議します。なお2号議案から7号議案は関連がありますので、一括で行います。事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第2号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>1 1頁をご覧ください。申請地は、三代公民館から北西に600mの箇所にある農地です。位置図に今回関係する4者の農地の位置を図示しています。</p> <p>1 2頁に近隣の現況のわかる航空写真を、1 3頁に字図を添付しております。</p> <p>1 4頁に交換先一覧表を添付しています。一覧表の番号と、1 3頁の字図中に示してある番号が対応します。過去に土地改良を行い、現況と字図に相違が生じた為、交換分合により、農地を交換し、農地の整理を行うことを関係者間で協議しています。登記についても覚書までされていましたが、実際に登記されず現在に至ります。今回の申請は、登記を行う為に行うもので、特に問題はあります。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長 ○ 番 委 員</p>	<p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>今回申請の際に、覚書の写しをいただいています。内容としては、昭和49年から土地改良を行い、53年完成、現況と字図に相違が生じたため、関係者協議の上、交換分合を行う。登記費用については、折半というような内容です。当事者間で協議し、覚書を取り交わされています。当事者同士で話がついており、特に問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>交換分合という事例は私も始めてですが、現地を知っていますが、問題ないように思われます。他に意見は？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。2号議案から7号議案について、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。</p> <p>その他について事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会研修案について 6次化産業、コッコファーム視察研修内容について確認。</p> <p>1 1月農業委員会総会終了後、出発。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か意見はありませんか？ないようでしたら次回は、11月8日(水)、10時00分から開催します。これをもちまして10月の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p>